２　前項の届出は、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律施行規則第二条第一項又は第三条第一項に規定する特別交付金請求書を提出する際に、これに添えて、第二号書式による氏名等届出書により行なうものとする。

３　第一項の規定により届け出た住所を変更しようとするときは、別紙第三号書式による住所変更請求書に住所の変更の事実を証明する書類を添えて、変更を請求する者が受取人本人であることを示す書類を呈示の上、指定日本銀行等に届け出なければならない。

４　第一項の規定により届け出た指定日本銀行等を変更しようとするときは、第四号書式による償還金支払場所変更請求書に当該引揚者特別交付金国庫債券を添えて、変更を請求する者が受取人本人であることを示す書類を呈示の上、指定日本銀行等又は変更しようとする指定日本銀行等に提出しなければならない。

（支払の手続）

第十条　引揚者特別交付金国庫債券の償還金は、指定日本銀行等において、支払を請求する者が受取人本人であることを示す書類の呈示を求めた上、賦札と引換えに支払うものとする。

２　前項の場合において、受取人以外の者から支払の請求を受けたときは、その者が正当に権利を行使することができる者であることを証明する書類を提出させ、支払を請求する者がその者本人であることを示す書類の呈示を求めた上、賦札と引換えに支払うものとする。

３　［略］

（記名の変更）

第十一条　引揚者特別交付金国庫債券の受取人の死亡、氏名の変更その他の理由により引揚者特別交付金国庫債券に記載された氏名を変更しようとするときは、その相続人又は受取人は、第五号書式による記名変更請求書に戸籍謄本、戸籍抄本又は相続その他の事実を証明する書類及び当該引揚者特別交付金国庫債券を添えて、変更を請求する者が相続人又は受取人本人であることを示す書類を呈示の上、指定日本銀行等に提出しなければならない。

２　前項の届出は、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律施行規則第二条第一項又は第三条第一項に規定する特別交付金請求書を提出する際に、これに添えて、第二号書式による引揚者特別交付金国庫債券印鑑等届出書により行なうものとする。

３　第一項の規定により届け出た印鑑を変更しようとするときは、指定日本銀行等において交付する改印届用紙により、指定日本銀行等に届け出なければならない。

４　第一項の規定により届け出た指定日本銀行等を変更しようとするときは、第三号書式による引揚者特別交付金国庫債券償還金支払場所変更請求書に当該引揚者特別交付金国庫債券を添えて、指定日本銀行等又は変更しようとする指定日本銀行等に提出しなければならない。

（支払の手続）

第十条　引揚者特別交付金国庫債券の償還金は、指定日本銀行等において、前条第一項又は第三項の規定により届け出た印鑑と同一の印影のある賦札と引換えに支払うものとする。

２　前項の場合において、受取人以外の者から支払の請求を受けたときは、その者が正当に権利を行使することができる者であることを証明する書類を提出させた上、その者の印を押した賦札と引換えに支払うものとする。

３　［同上］

（記名の変更）

第十一条　引揚者特別交付金国庫債券の受取人の死亡、氏名の変更その他の理由により引揚者特別交付金国庫債券に記載された氏名を変更しようとするときは、その相続人又は受取人は、第四号書式による引揚者特別交付金国庫債券記名変更請求書に戸籍謄本、戸籍抄本又は相続その他の事実を証明する書類及び当該引揚者特別交付金国庫債券を添えて指定日本銀行等に提出しなければならない。